

しずおか有用微生物ライブラリーに登録された 微生物株の分譲取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「しずおか有用微生物ライブラリー」に登録された微生物株(以下「登録株」という。)を、産業利用を目的として利用する者に分譲するに当たり必要な事項を定める。

(分譲する登録株)

第2条 分譲する登録株は別紙のとおりとする。

(分譲対象者)

第3条 分譲する対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登録株を利用した商品、製品を販売することを目的に生産、製造を県内でのみ行う者。
- (2) その他、特に必要と認める者。

(分譲申請)

第4条 分譲を希望する者に対しては、希望する登録株を保有している機関の長(以下、「かい長」)が、別紙様式第1号により、分譲の申請をさせるものとする。

(分譲方法)

第5条 かい長は、申請の内容を確認し、分譲の承認又は不承認を決定し、これを申請者に通知する。(別紙様式第2、3号)

2 分譲の手続きは静岡県財産規則に基づき、生産物の売払いとして取り扱う。

(分譲価格)

第6条 登録株の分譲価格は、登録株を分譲するために要する経費を勘案し、別に定める。

(分譲価額の納入)

第7条 かい長は、分譲を承認した場合、申請者に対して納入通知書により分譲価額を納入させる。なお、分譲は分譲価額の納入を確認した上で行うものとする。

(分譲の不承認)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は登録株の分譲を行わないものとし、不承認とする。

- (1) 第3条に定める分譲対象者の要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 申請者がその登録株を良好に管理することができないと認められるとき。

(分譲条件と誓約)

第9条 かい長は、分譲を受ける者に次の各号に定める義務を課すものとし、別紙様式第4号の誓約により当該事項を遵守することを分譲の条件としなければならない。

- (1) 分譲を受けた登録株の取扱いには、微生物の取扱いを熟知した者を充てなければならない。
 - (2) 登録株は申請した使用目的に従わなければならない。また、無断で第三者に譲渡、又は使用させてはならない。
 - (3) 分譲された登録株の利用に関する全ての責任は、申請者が負うものとする。
 - (4) 分譲された登録株の利用による工場等生産場所や周辺環境、農作物及び家畜への汚染等の有害事象が発生した場合は、申請者は速やかに県に報告する。
 - (5) 分譲された登録株を利用した商品、製品に静岡県の「しずおか有用微生物ライブラリー」の分譲株を使用したことを記入する場合、事前に県に報告する。
 - (6) 分譲された登録株を利用した商品、製品の生産、製造は県内でのみ行わなければならない。
 - (7) 事前に提出した使用計画から変更があった場合、速やかに県に報告しなければならない。
 - (8) 分譲された登録株を利用した商品、製品を販売する前に、販売報告書(別紙様式第5号)を県に提出しなければならない。
 - (9) 分譲された登録株が不要になったときは、適切に滅菌してから廃棄しなければならない。
 - (10) その他、登録株の分譲承認の際、県が示した注意点を遵守しなければならない。
 - (11) 登録株の分譲を受けた者は、県から協議の申し入れがあった場合には、協議に応じなければならない。
 - (12) 分譲された登録株を利用して新たな発明等が発生した場合、特許等の申請前に県に報告する。
- 2 かい長は、登録株の分譲を受けた者が誓約事項に違反していると判断した場合、登録株の使用取消しを求めなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、その他必要事項は別途定める。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号

登録株の分譲申請書

年 月 日

(所有している機関) 長 様

申請者

住所 (法人にあつては、その主たる事業所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

—

しずおか有用微生物ライブラリーに登録された微生物株の分譲取扱要領第 4 条により、
下記のとおり申請します。

記

1 登録株名及び数量

2 使用目的

3 分譲を必要とする理由

4 使用計画

別添のとおり

5 分譲条件の遵守

登録株の分譲に当たり付された条件を遵守します。

6 分譲を受ける登録株の取扱責任者

部署名

氏名

住所

電話

登録株取扱の経歴 (別紙添付可)

取り扱う設備及びその方法 (別紙添付可)

参 考

(別添)

使用計画

- 1 商品名
しずおか酵母パン
- 2 製造（販売）数量
10,000 個/年
- 3 製造場所
弊社生産工場（静岡市 ）
- 4 販売形態
個包装、90g 前後/個
- 5 販売価格
250 円/個
- 6 販売時期
平成 31 年 9 月から
- 7 販売場所
スーパー 、直営店（静岡市 ）

別紙様式第2号

登録株の分譲承認書

年 月 日

様

(所有している機関)長

—

年 月 日付け分譲申請書により申請のあった登録株の分譲について、下記のとおり承認します。

記

1 分譲する登録株名及び数量

2 分譲目的

3 分譲の期日及び場所

4 分譲条件

登録株の分譲に関する誓約書に記載された事項を遵守すること

別紙様式第3号

登録株の分譲不承認通知書

年 月 日

様

(所有している機関)長

—

年 月 日付け分譲申請書により申請のあった登録株の分譲について、下記により不承認とします。

記

1 申請のあった登録株名及び数量

2 不承認の理由

別紙様式第4号

登録株の分譲に関する誓約書

年 月 日

(所有している機関)様

申請者

住所(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

署名又は押印

年 月 日付けで分譲を申請した登録株の使用に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。
また、誓約事項を遵守することができない場合は、速やかに登録株の使用を中止します。

記

- 1 分譲を受ける登録株の取扱いは、微生物の取扱いを熟知した者を充てることとします。
- 2 登録株は申請した使用目的に従います。また、無断で第三者に譲渡、又は使用させません。
- 3 分譲された登録株の利用に関するすべての責任は、当方が負います。
- 4 分譲された登録株の利用により工場等生産場所や周辺環境、農作物や家畜への汚染等の有害事象が発生した場合は速やかに報告します。
- 5 分譲された登録株を利用した商品、製品に静岡県の「しずおか有用微生物ライブラリー」の分譲株を使用したことを記入する場合、事前に報告します。
- 6 登録株を利用した商品、製品の生産、製造は、県内でのみ行います。
- 7 事前に提出した製造・販売計画から変更があった場合、速やかに報告します。
- 8 分譲された登録株を利用した商品、製品を販売する前に、販売報告書(別紙様式5号)を提出します。
- 9 分譲された登録株が不要になったときは、適切に滅菌してから廃棄します。
- 10 県から示された注意点を遵守します。
- 11 県から協議の申し入れがあった場合には、これに誠意をもって応じます。
- 12 分譲された登録株を利用して新たな発明等が発生した場合、特許等の申請前に県に報告します。

別紙様式第5号

販売報告書

年 月 日

(所有している機関)様

申請者

住所(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

—

年 月 日付け 号により分譲を承認された登録株を使用した商品、製品を、下記のとおり販売することを報告します。

記

- 1 分譲を受けた登録株名及び数量
- 2 分譲を受けた日
- 3 商品名
- 4 「しずおか有用微生物ライブラリー」に登録された微生物株を使用したことの表記の有無
(有・無)
- 5 製造数量
- 6 製造場所
- 7 販売形態
- 8 販売価格
- 9 販売時期
- 10 販売場所

(第6条関係)

登録株の分譲価格

しずおか有用微生物ライブラリーに登録された微生物株の分譲取扱要領第6条に定める分譲価格は、次のとおりとする。

分譲価額の納入日が2024年3月31日まで：1チューブ当たり 3,120円

分譲価額の納入日が2024年4月1日から：1チューブ当たり 3,570円